

## 第13回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和6年7月22日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和6年7月22日（月）午前10時00分から午前11時05分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 9人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己  
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

高山ゆき子推進委員 大橋 肇推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について

日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他 事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚

主任 松本ひなた

## 7. 会議の概要

令和6年7月22日（月）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、只今より第13回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は9名で、葭葉孝男委員より欠席の連絡をいただいております。また、高山ゆき子推進委員、大橋 肇推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん、おはようございます。梅雨も明けまして、日中は35度を超える猛暑日も連続しておりますので、外での作業が多い皆様には、熱中症対策には十分注意していただき、体力を落とさないように健康に留意なさっていただきたいと思います。

また、各地域において、地域計画、目標地図の作成に向けた話し合い等が開催されておりまして、皆様には大変お骨折りいただきまして、誠にありがとうございます。今月中にほぼ地域での話し合いがまとまると思いますが、良い目標地図ができるのではないかと期待しているところであります。それぞれの地区において、誰もが頭にあることだと思いますが、話し合う機会がなかなかないというのが現実でありますので、それらのきっかけになればいいと思っておりますので、皆様にも積極的なお声掛けをしていただければと思います。

本日の第13回総会で、皆様のご協力をいただきながら進めさせていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長にお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋宏治 委員、6番 大関孝男 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の宇賀神局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

6月21日（金）第1回壬生町環境審議会が大会議室で行われ、大橋好一會長が出席いたしました。

6月25日（火）栃木地区農業教育連絡協議会総会が栃木県立栃木農業高等学校で行われ、大橋好一會長が出席いたしました。

6月27日（木）（一社）栃木県農業会議第9回通常総会が宇都宮市護国会館で行われ、大橋好一會長が出席いたしました。

7月2日（火）下都賀地区 輝く農村女性のつどいが栃木市下都賀庁舎で行われ、早乙女春香農業委員、鯉沼玲子農業委員、木野内佳代子農業委員、高山ゆき子推進委員、大栗京子推進委員と私が出席いたしました。

地域協議（第2回目）が次の日程、場所で行われました。

7月3日（水）藤井中央公民館で行われ、早乙女春香農業委員、鈴木進吉推進副委員長、宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

同じ7月3日（水）南犬飼地区公民館で行われ、高橋宏治農業委員、中川義人推進副委員長、宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

7月8日（月）七ツ石伝承館で行われ、琴寄成人職務代理、早乙女和弘推進委員、宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

7月9日（火）福和田公民館で行われ、安納一雄農業委員、大橋 肇推進委員、宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

7月10日（水）羽生田農集落センターで行われ、木野内佳代子農業委員、高山ゆき子推進委員、宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

7月11日（木）稲葉地区公民館で行われ、琴寄成人職務代理、大橋和枝推進

委員、宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

7月17日（水）国谷公民館で行われ、刀川正己農業委員、大栗京子推進委員  
宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

7月18日（木）下表町公民館で行われ、早乙女春香農業委員 荒川広文推進  
委員、宇賀神 尚局長補佐と私が出席いたしました。

7月16日（火）農地法第4条及び第5条許可申請に伴う現地調査委員会が1  
01会議室及び現地で行われ、琴寄成人職務代理、早乙女春香農業委員、大関孝  
男農業委員、高山ゆき子推進委員、大橋 肇推進委員、宇賀神 尚局長補佐と松本  
ひなた主任が出席いたしました。

7月18日（木）第1回壬生町都市計画審議会が特別会議室で行われ、大橋  
好一會長が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件に  
ついて」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）**

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議  
案に従いまして、第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市) 自作地 6ha

譲受人 \_\_\_\_\_ (上新町) 自作地 12ha 借入地 7ha  
(土地の表示)  
壬生町大字藤井字原東\_\_\_\_\_ 畦 670m<sup>2</sup>

贈与による所有権移転 稼働 3人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (あけばの) 自作地 12ha

譲受人 \_\_\_\_\_ (上通町) 自作地 24.8ha 借入地 2.2ha  
(土地の表示)  
壬生町大字壬生甲字高館北\_\_\_\_\_ 畦 542m<sup>2</sup>  
壬生町大字壬生甲字高館北\_\_\_\_\_ 畦 707m<sup>2</sup>  
合計 1249m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転 10aあたり \_\_\_\_\_ 円 稼働 1人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (六美町中央) 自作地 50ha

譲受人 \_\_\_\_\_ (六美町中央) 自作地 13.9ha  
(土地の表示)  
壬生町大字国谷字新堀前\_\_\_\_\_ 田 647m<sup>2</sup>  
壬生町大字国谷字新堀前\_\_\_\_\_ 田 3173m<sup>2</sup>  
壬生町大字国谷字中内\_\_\_\_\_ 畦 166.18m<sup>2</sup>  
壬生町大字国谷字中内\_\_\_\_\_ 畦 823m<sup>2</sup>  
壬生町大字国谷字谷向下\_\_\_\_\_ 畦 195m<sup>2</sup>  
合計 5004.18m<sup>2</sup>

贈与による所有権移転 稼働 2人

以上、第1項から第3項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

● 1番 早乙女 春香 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る7月18日に私と鯉沼農業委員、鈴木推進委員と、譲受人の\_\_\_\_\_さん立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認をいたしました。チェックシートに基づき調査いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れが無く、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたしますただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

● 1番 早乙女 春香 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

2項案件について、去る7月13日に私と琴寄農業委員、葭葉推進委員と、譲受人の\_\_\_\_\_さん立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認をいたしました。チェックシートに基づき調査いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れが無く、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満

たしておりましたのでご報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたしますただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

**●4番 刀川 正己 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)**

3項案件について、去る7月18日に私と木野内農業委員、大栗推進委員と、譲受人の\_\_\_\_\_さん立会いのもと、現地を確認してまいりました。チェックシートに基づき周辺地域との関係性を確認してまいりましたが、何ら問題を生ずる恐れはないと思われますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

申請人 \_\_\_\_\_ (釜ヶ渕)

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字太神宮\_\_\_\_\_ 畦 233m<sup>2</sup>  
自己用農家住宅敷地拡張

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る7月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、7月16日（月）に私と、琴寄成人職務代理、早乙女春香農業委員、高山ゆき子推進委員、大橋 肇推進委員、宇賀神尚局長補佐、松本ひなた主任の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から西に約100mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、農家住宅の建て替えを計画していたところ、建築基準法の接道要件を満たしていないことが分かり、今回の申請地を住宅敷地として転用し、接道要件を満たすこととしました。土地の選定については、東側、西側ともに宅地であり、農地への影響がないところを申請地として決定しております。事業資金約\_\_\_\_\_円は、借入金で対応するため、金融機関からの融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会长名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

#### ●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

##### 第1項

貸人 \_\_\_\_\_ (あけばの)

借人 \_\_\_\_\_ (小山市)  
(土地の表示)

壬生町大字国谷字庚塚\_\_\_\_\_ 畑 196 m<sup>2</sup>

一般住宅敷地 20年間の使用貸借権の設定

##### 第2項

貸人 \_\_\_\_\_ (上長田)

借人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)  
\_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字下原_____	畠 317m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚字下原_____	畠 8.72m <sup>2</sup>
	合計 325.72m <sup>2</sup>

一般住宅敷地 30年間の使用貸借権の設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る7月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 農業委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ7月16日（月）に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に約850mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、借人は、現在、\_\_\_\_\_で借家住まいをしておりますが、子どもの成長により、手狭になったため、マイホームの建築を計画しました。子育てに両親の手助けを受けたく、実家周辺での土地選定を検討しましたが、適当なところがなく、\_\_\_\_の所有地を貸借することになりました。

土地利用の全体計画は、468m<sup>2</sup>、そのうち農地内の転用面積は196m<sup>2</sup>となっております。事業資金約\_\_\_\_\_円は、借入金で対応するため、金融機関からの融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に約350mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、借人は\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_に居住していますが、子どもが誕生し、居住スペースの狭さを感じていたため、マイホームの建築を計画しました。子育てや両親の介護等を想定して、実家隣接地を選定しました。

土地利用の全体計画は422.47m<sup>2</sup>、そのうち農地の転用面積は325.72m<sup>2</sup>となっております。

事業資金約\_\_\_\_\_円は、借入金で対応するため、金融機関からの融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、\_\_\_\_\_委員が設定人となっている事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されておりますので、\_\_\_\_\_委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。  
それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」ご説明いたします。

議案書7ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、記載のとおり3件、面積合計4,207m<sup>2</sup>となっております。

次に議案書の8ページ、利用権設定の新規・使用貸借権分について、記載のとおり2件、面積合計27,255.93m<sup>2</sup>となっております。

次に議案書の9ページ、利用権の再設定・賃借権分について、記載のとおり1件、面積合計6,775m<sup>2</sup>となっております。

次に、議案書の10ページから12ページ、一括方式の新規・賃借権分について、記載のとおり4件、面積合計45,948m<sup>2</sup>となっております。

次に、議案書の13ページから18ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、記載のとおり4件、面積合計90,866m<sup>2</sup>となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、\_\_\_\_\_委員に退席をお願いします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

○議長 先ほど事務局より説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 \_\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の19ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●4番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る6月13日、私と大栗京子推進委員、宇賀神局長補佐とで現地調査を行いました。場所は\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_の間の道路沿いで、町で取得した土地で、雑種地となっていたようです。この件について、宇賀神局長補佐より補足説明をお願いします。

●事務局 宇賀神局長補佐

\_\_\_\_\_を通すときに、用地を買収した際に該当する土地の地目を変更しておけばよかったですですが、そのまま台帳地目が畑として残ってしまい、今回払い下げの申請があったことから、今回非農地証明願として対応させていただいた状況でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 今回は、その土地を誰かが買うということなのか。

●事務局 宇賀神局長補佐

その土地の隣接地を購入して事業を行おうとしている人がいて、今回払い下げの申請がありました。

○議長 その他発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●5番 鯉沼 玲子 委員（2項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第2項の件について説明いたします。7月2日に、私と鯉沼正男推進委員と、申請人の\_\_\_\_\_氏の土地の一部が\_\_\_\_\_氏の居宅として使用されていることを確認してまいりました。以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の20ページから21ページのとおり5件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第8 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、

事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の22ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

---

○議長 次に日程第8 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、  
事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページのとおり4件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

---

○議長 次にその他について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 説明（松本主任）

その他について

1、「令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項」について

今回の資料に要望事項を添付いたしました。この内容で提出を考えておりますがよろしいでしょうか。

●3番 高橋 宏治 委員

所有者不明農地について、農業委員会として相続人探索する業務があるかと思いますが、今回の要望の支援強化の中に予算措置は含まれていますか。

●事務局 松本主任

相続人探索として費用はかからず予算措置は含まれていません。

●3番 高橋 宏治 委員

相続人探索の必要性が出てくると思いますので、相続人探索について予算要望措置を追加するのはどうでしょうか。

●事務局 松本主任

相続人の除籍謄本等は公用でとることができるので郵送代くらいしか費用はかかりません。

●3番 高橋 宏治 委員

確かに除籍謄本等は公用でとれると思うのですが、司法書士の立場からすると、相続確認であるとか、相続関係説明図の作成で市町から依頼があるのですが、その時は費用として報酬をいただくので、今回、支援強化及び予算措置を要望するという内容で修正いただければ。

●事務局 松本主任

その他何かご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

●事務局 松本主任

それでは、ご意見がないようですので、先ほどの所有者不明農地の件について内容を修正して提出させていただきます。

●事務局 説明（松本主任）

事務連絡について

1、壬生ふるさとまつりの参加について

コロナ禍の前は農業委員会として参加させていただいたのですが、コロナ明けからは自由参加とさせてもらっていました。今年度も自由参加ということでおろしいでしょうか。

(意見なし)

●事務局 松本主任

それでは今年度も自由参加とさせていただきます。

2、その他について

前回の総会で、所有者不明農地の賃借料がどこに納入されるのかといった質問をいただきましたが、農地バンクに確認したところ、賃借料は供託して、最終的には国の歳入になると回答をいただきました。大家さんがいなくなってしまった時の家賃の支払いと同じで、供託所に支払いをして、家賃を支払っている扱いになると同じ内容です。ですので、バンクに納入するというわけではないようです。

●4番 刀川 正己 委員

供託所はどこにあるのか。

●事務局 説明（松本主任）

栃木の法務局などです。

○議長 皆さんに通知が届いているかと思いますが、8月6日に鯉沼委員に尽力いただき、家族経営協定の研修会があり、その後で暑気払いを開催しますので、是非参加をお願いしたいと思います。

○議長 その他、何かございますか。

---

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第13回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時05分閉会】

会長 大橋好一

3番 高橋宏之

6番 大関孝男